

警報発令時の対応について

8月30日（金）台風10号が日本列島を縦断し、大きな被害をもたらすと連日報道されています。ゆっくりとした進行のため、被害が拡大しているといわれています。学校だよりも掲載しておりますが、再度、お知らせいたします（生徒手帳P.14・15に載せています）。台風の進路等によっては、今後の行事予定が変更になる可能性があります。ニュース・天気予報をしっかりと見ておいてください。

「台風」や「地震」時の対応について

- (1)大阪府全域あるいは大東市に「暴風警報」が発令された場合、以下の対応とする。
 ※大雨・洪水・高潮・波浪警報は該当しない
 ※大雨・洪水警報は原則として急行措置としないが、学校区の状態により市教委と対応を協議し決定する。

〈中学校〉

1. 午前7時現在で警報が発令されている場合	・生徒は登校を見合わせ、自宅で待機 (中学校給食の停止)
2. 午前9時までに警報が解除された場合	・午前10時始業9時50分までに登校 ・午前中授業 (昼食は持参しない)
3. 午前9時現在で警報が解除されていない	・臨時休業
4. 生徒が在校時に警報が発令された場合	・学校待機 ・気象情報、校区の状況を的確に把握した後、教職員による安全確保を行い、まとまって下校

(備考)

- ① 学校への問い合わせは、原則としてしません。学校ホームページを確認してください。
- ② テレビ等による定時天気予報の他、気象予報の「警報」又は「解除」は大阪管区気象台よりその都度、テレビ等にてテロップが流されます。
- ③ 洪水・高潮・波浪等の各警報の場合は、平常通りの授業を行います。
- ④ 上記の措置にかかわらず、学校から連絡があった場合、それに従ってください。

(2)「特別警報」発令時の対応について

大阪府全域あるいは大東市に「特別警報」が発令された場合、以下の対応とする。

1. 午前7時現在で「特別警報」が発令されている場合	・臨時休業
2. 在校時に「特別警報」が発令された場合	・教育委員会の指示があるまで学校で待機 ・その後、市教委の指示により安全確認等を行い、保護者への引き渡しを下校の基本として対応

(3)地震発生時の対応について

	地震発生時の基本的な対応
児童・生徒が在宅時	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機
児童・生徒が登下校中	・ブロック塀や自動販売機などから離れ頭部を保護し安全な場所に避難して身を伏せて待機 ・揺れが収まった後に学校または家の安全な方に避難
児童・生徒が在校中	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒原則、保護者への引き渡しによる下校 ※保護者の迎えがあるまで学校に待機 ・震度4以下の地震が発生した場合 ⇒校舎等に異常がなければ授業の再開 ⇒下校時には、通学路の安全確認の後、教職員の引率等も含め安全に配慮して下校

☆地震に備えて：地震がいつ起こっても慌てず行動ができるよう、学校や家族全員で、地震の実例、被害状況や地震の心得について話し合うとともに、いざという時のために各人の役割分担を決めておきましょう。